

経営者向け『会社の税務会計通信』R5.9月号

将来の相続対策として自社株の贈与を検討していますが、非上場会社の株価はどうやって計算するのでしょうか？

次の2つの計算方法をもとに算定します
1. 純資産価額方式 2. 類似業種比準方式

純資産価額方式

自社の貸借対照表 (BS)

資産	負債
	純資産 (時価)

資産(時価)
から負債
(時価)を差
引いた残額

仮に会社を解散する場合に、会社の資産から負債を弁済して残った残額(純資産)が株主(会社オーナー)に戻ってくる。

⇒ 純資産が会社の株価



会社オーナー

株価の大体の目安
「BSの純資産の部の金額 ÷ 発行済株式数」

類似業種比準方式



同業の上場企業



自社

利益、配当
純資産の規模



自社の規模は
1/5ほど

この場合



株券



株券

自社の株価も
上場企業の1/5

※類似業種と比較するための数値は毎年国税庁が月ごとに定めています。

会社の規模に応じて上記の計算方法を組み合わせて評価します。

非上場の会社の株価はその会社の「純資産の金額」と「類似業種との比較」をベースに算定されます。ただし、会社の規模や保有する資産の割合、株主の構成状況によって計算方法が細分化されており、財産評価の中でもとりわけ難しい部類に入ります。自社の株価評価でお困りの際は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

この記事は配信用に非上場株式の計算を簡易な表現で記載しております。実際の計算はより複雑で多岐にわたります。詳細は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

電話・メール相談



TEL : 03-3344-3301
 FAX : 03-3344-9053
 Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 09:30~17:30
 (土・日・祝は12:00~13:00除く)

編集担当：古山 遼人



面接相談

03-3344-3301

新宿相談所 (新宿三井ビル33階：新宿駅徒歩7分)

横浜相談所 (横浜スカイビル20階：横浜駅直結)

東京日本橋相談所 (ビジネスエアポート日本橋内：日本橋駅B1出口より徒歩2分)